

大石田町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (30年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 28年度の人件費率
29年度	人 7,257	千円 5,961,736	千円 168,326	千円 867,163	% 14.5	% 14.0

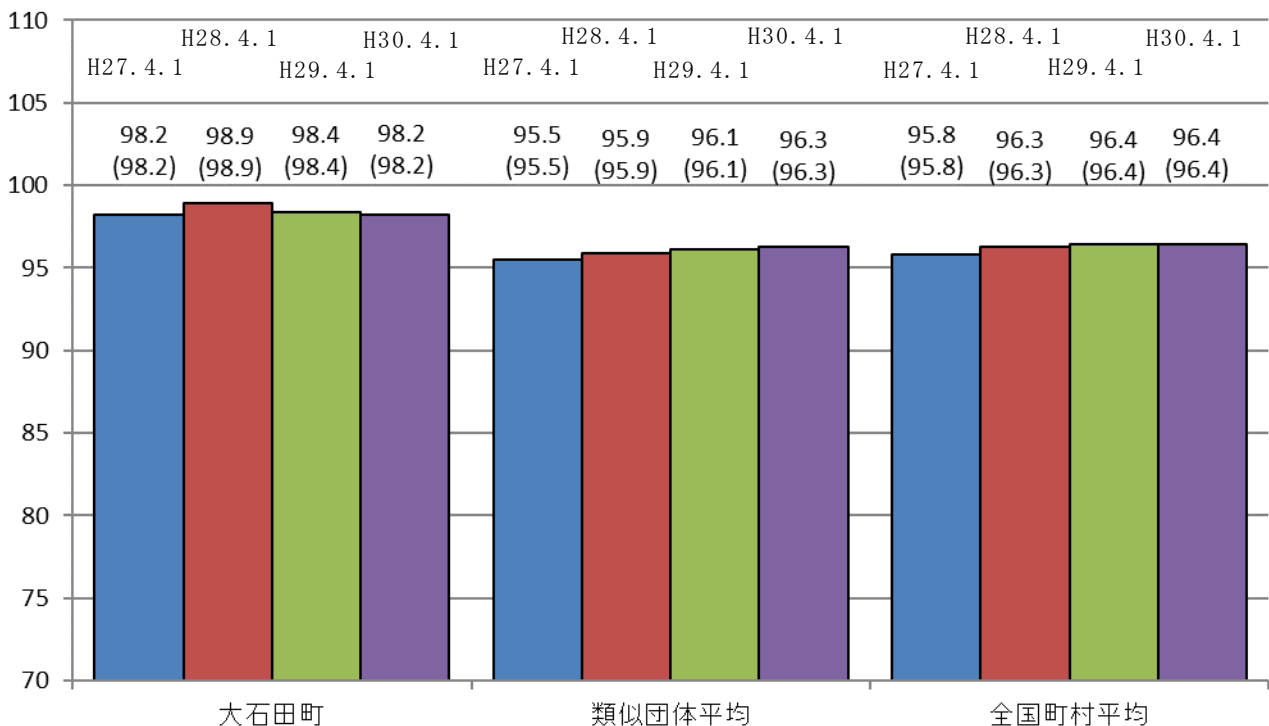
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
29年度	人 97	千円 371,067	千円 57,674	千円 143,084	千円 571,825

(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考類似団体 平均一人当たり 給与費
千円 5,896	千円 5,523

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、29年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
29年度	円	円	円 (%)	%	%	% 0.16

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
29年度	月	月	月	月	月	月 4.40

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

(給料表の改定実施時期)

平成27年4月1日

(内容)

山形県の人事委員会勧告に基づき、給料表を改定。初任給付近は最大2.3%引き上げ、中間層はほぼ据え置き、高年齢層は最大2.1%の引き下げ。激変緩和措置のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえ、見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

当町は地域手当を支給していない。

③その他の見直し内容

(6)特記事項

・特別職報酬の削減

町長20%、副町長10%、教育長5%

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（30年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大石田町	41.9 歳	319,700 円	362,691 円	344,300 円
山形県	43.1 歳	327,050 円	413,909 円	369,953 円
国	43.5 歳	329,845 円	—	410,940 円
類似団体	41.5 歳	304,556 円	350,996 円	329,554 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
大石田町	48.6 歳	10 人	349,100 円	382,400 円	366,893 円	—	—	—	—
うち 用務員	49.9 歳	2 人	357,000 円	380,050 円	372,717 円	用務員	55.6 歳	207,200 円	1.83
うち自動車 運転手	50.8 歳	3 人	368,600 円	427,567 円	397,625 円	自家用 自動車 運転者	55.8 歳	207,500 円	2.06
うち学校 給食員	46.9 歳	3 人	351,100 円	371,233 円	366,325 円	調理士	41.9 歳	228,100 円	1.63
山形県	52.9 歳	210 人	324,106 円	379,720 円	357,326 円	—	—	—	—
国	50.7 歳	2,553 人	286,817 円	—	328,637 円	—	—	—	—
類似団体	49.5 歳	5 人	277,651 円	302,228 円	289,378 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民 間 (D)	C/D
大石田町	—	—	—
うち用務員	6,195,400 円	2,808,700 円	2.21
うち自動車運転手	6,854,900 円	2,945,200 円	2.33
うち学校給食員	6,126,400 円	3,106,800 円	1.97

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成27年～29年の3ヶ年平均）。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において、完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（30年4月1日現在）

区 分		大石田町	山形県	国
一般行政職	大学卒	183,600 円	182,100 円	179,200 円
	高校卒	150,800 円	149,300 円	147,100 円
技能労務職	高校卒	149,300 円	144,700 円	－ 円
	中学卒	126,800 円	131,700 円	－ 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（30年4月1日現在）

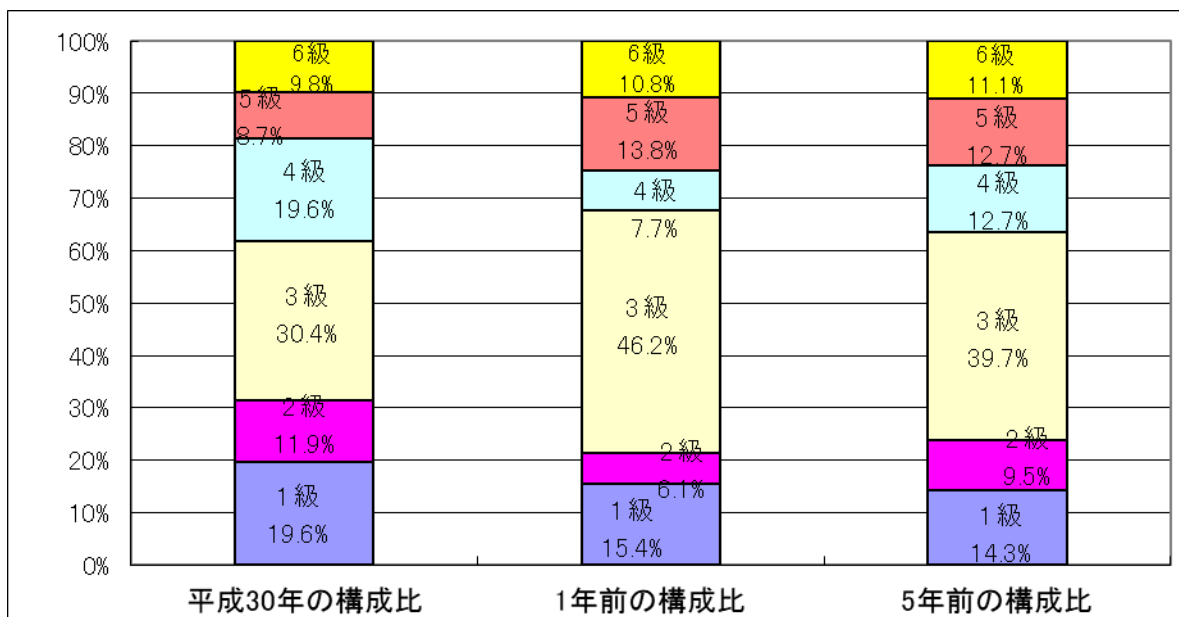
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年
一般行政職	大学卒	286,600 円	345,000 円	390,800 円
	高校卒	231,000 円	325,900 円	355,900 円
技能労務職	高校卒	－ 円	331,800 円	353,900 円
	中学卒	－ 円	－ 円	－ 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（〇年4月1日現在）

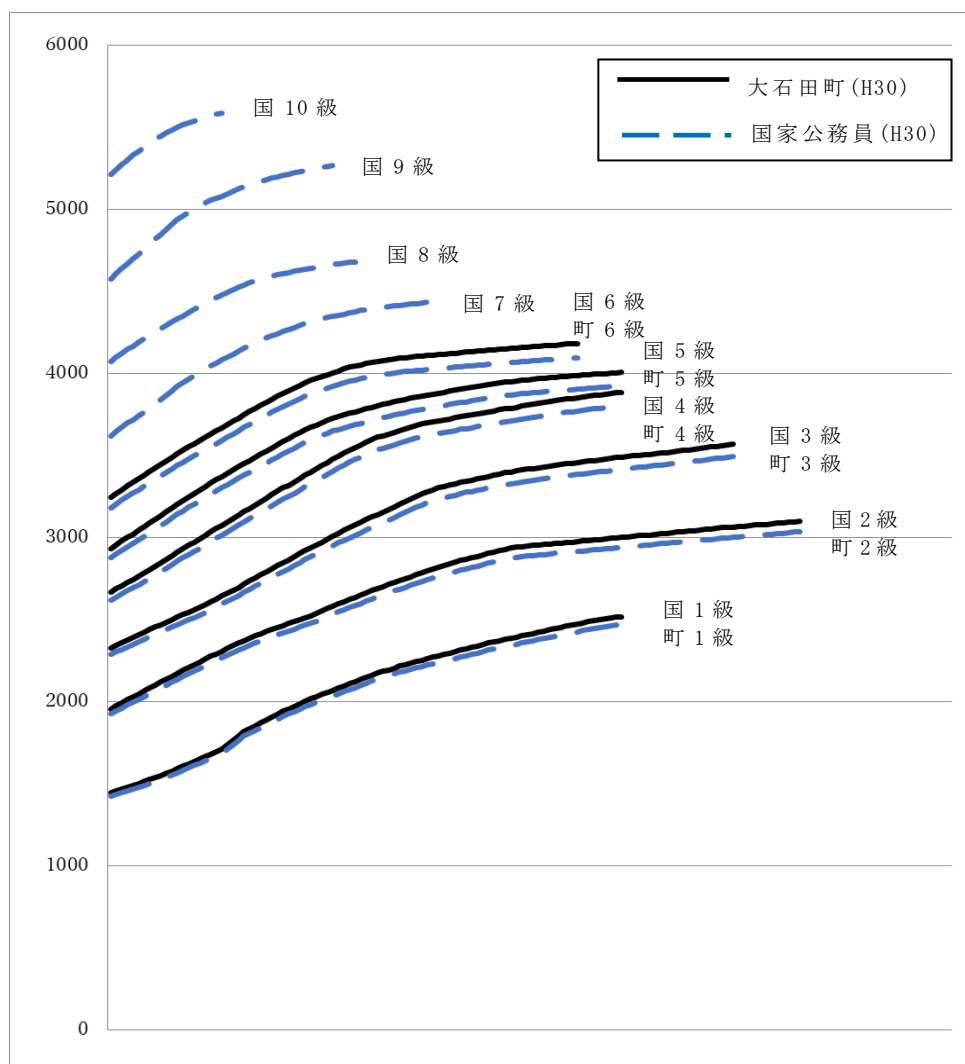
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6 級	課長	9 人	9.8 %	325,200 円	418,600 円
5 級	主幹	8 人	8.7 %	294,000 円	401,100 円
4 級	主査、主任	18 人	19.6 %	267,500 円	388,900 円
3 級	主査、主任	28 人	30.4 %	233,900 円	357,200 円
2 級	主事	11 人	11.9 %	197,100 円	310,300 円
1 級	主事、主事補	18 人	19.6 %	146,200 円	252,300 円

- (注) 1 大石田町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
- 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表 (行政職 (一)) (30年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況（大石田町）

平成 30 年 4 月 2 日から平成 31 年 4 月 1 日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				○
標準の区分のみ（一律）		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大石田町	山形県	国
1人当たり平均支給額(29年度) 1,515 千円	1人当たりの平均支給額(29年度) 1,707 千円	—
(29年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.75 月分 (1.40)月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.75 月分 (1.40)月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45)月分 (0.85)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（大石田町）

平成 30 年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（30年4月1日現在）

大石田町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.670 月分	24.58688 月分	勤続20年	19.670 月分	24.58688 月分
勤続25年	28.040 月分	33.2708 月分	勤続25年	28.040 月分	33.2708 月分
勤続35年	39.758 月分	47.71 月分	勤続35年	39.758 月分	47.71 月分
最高限度額	47.71 月分	47.71 月分	最高限度額	47.71 月分	47.71 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置(2～45%加算)			・定年前早期退職特例措置(3～45%加算)		
1人当たり平均支給額 -千円 21,964千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（30年4月1日現在）

・制度なし

(4) 特殊勤務手当（30年4月1日現在）

・制度なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績(28年度決算)	26,920 千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	293 千円
支給実績(29年度決算)	30,698 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	324 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(29年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当(30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(29年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 子(16歳年度初め～22歳年度末) 5,000円 父母等 6,500円	同じ		10,591千円	220,652円
住居手当	借家 限度額27,000円	同じ		2,773千円	252,090円
通勤手当	交通機関利用 限度額55,000円 交通用具使用 限度額23,500円	異なる	現状に合わせている	5,276千円	94,214円
管理職手当	給料月額100分の10	異なる	現状に合わせている	3,968千円	440,980円

5 特別職の報酬等の状況(30年4月1日現在)

区分			給料月額等		
給料	町長	長	656,000円	(参考)類似団体における最高/最低額 870,000円 / 345,000円	
			(820,000円)		
給料	副町長	長	571,500円	653,000円 / 360,000円	
			(635,000円)		
報酬	議	長	310,000円	365,000円 / 200,000円	
		長	(310,000円)		
		副議	255,000円		
報酬	議	長	(255,000円)	316,000円 / 168,000円	
		員	240,000円		
		員	(240,000円)		
期末手当	町長	長	(30年度支給割合) 給料月額に40%を加算して 3.1月分		
		副町長			
期末手当	議	長	(30年度支給割合) 報酬月額に40%を加算して 3.1月分		
		副議			
退職手当	町長	長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		副町長	820,000円×在職月数×0.567	22,317,120円	退職時(希望により任期满了時)
	備考	635,000円×在職月数×0.331	10,088,880円	退職時(希望により任期满了時)	

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

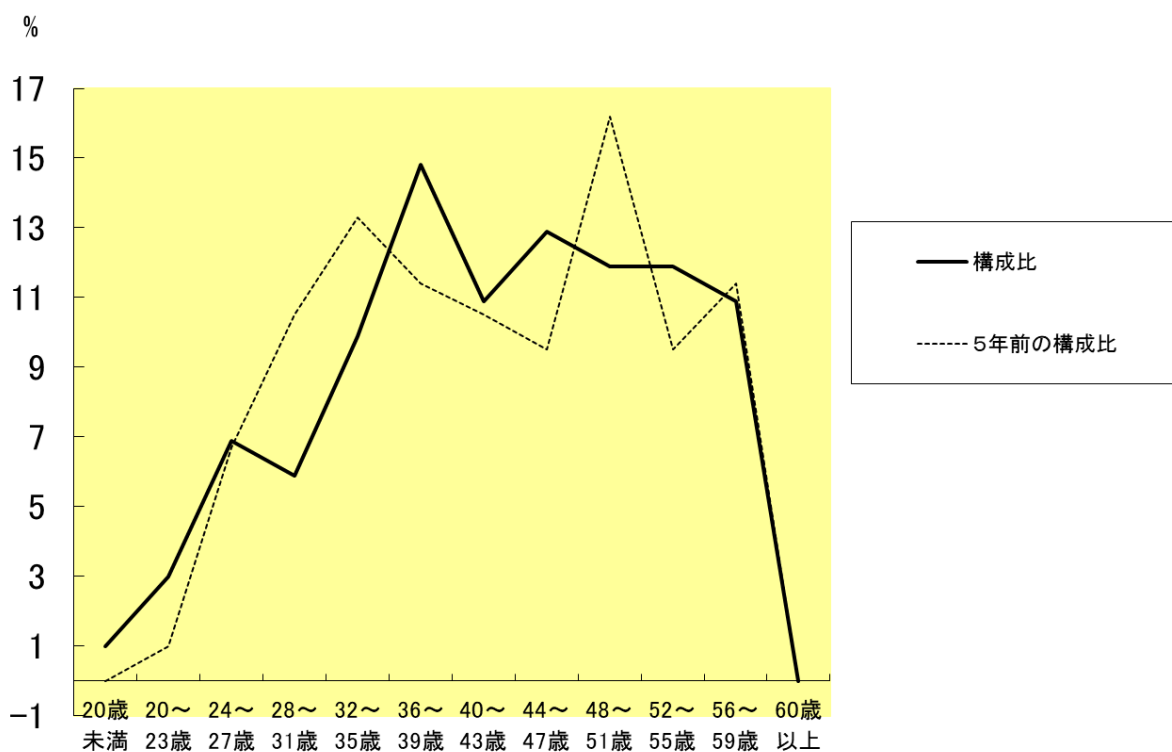
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

区 分 部 門		職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成 29 年	平成 30 年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	2	0	
		総 務	25	26	1	育児休業取得中職員の配置替えによる増員
		税 務	7	7	0	
		農 林	6	6	0	
		商 工	3	3	0	
		土 木	6	6	0	
		民 生	21	20	△ 1	再任用保育士の勤務時間変更による減員
		衛 生	7	6	△ 1	再任用保健師の退職による減員
	計	77	76	△ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 106.59 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数) 107.04 人)	
	教育部門	20	19	△ 1	再任用職員の勤務時間変更による減員	
小 計	97	95	△ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 133.24 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数) 129.23 人)		
公営企業等会計部門	その他	6	6	0		
	小 計	6	6	0		
合 計		103	101	△ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 141.65 人	
		[132]	[132]	[0]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（30年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	3人	7人	6人	10人	15人	11人	13人	12人	12人	11人	0人	101人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	72	72	73	76	77	76	4(+5.56%)
教育	20	19	19	19	20	19	△1(△5%)
普通会計計	92	91	92	95	97	95	3(+3.26%)
公営企業等会計計	6	6	5	5	6	6	0(±0%)
総合計	98	97	97	100	103	101	3(+3.06%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。